

第3節

石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1 事故件数と被害

令和5年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下、本節において「特別防災区域」という。）の特定事業所^{*1}で発生した事故件数は397件で、地震以外の事故（以下、本節において「一般事故」という。）は395件、地震及び津波による事故（以下、本節において「地震事故」という。）は2件となっている。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和5年中の事故は、過去最多の395件（対前年比46件増）となっている（第1-3-1図）。

令和5年中、一般事故で死傷者の発生した事故は

21件（同4件減）で、死傷者の内訳は、死者2人（同1人増）、負傷者25人（同8人減）となっている（資料1-3-1）。

2 事故の特徴

(1) 事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災120件（対前年比9件減）、爆発4件（同3件減）、漏えい266件（同63件増）、その他5件（同5件減）である（資料1-3-2）。

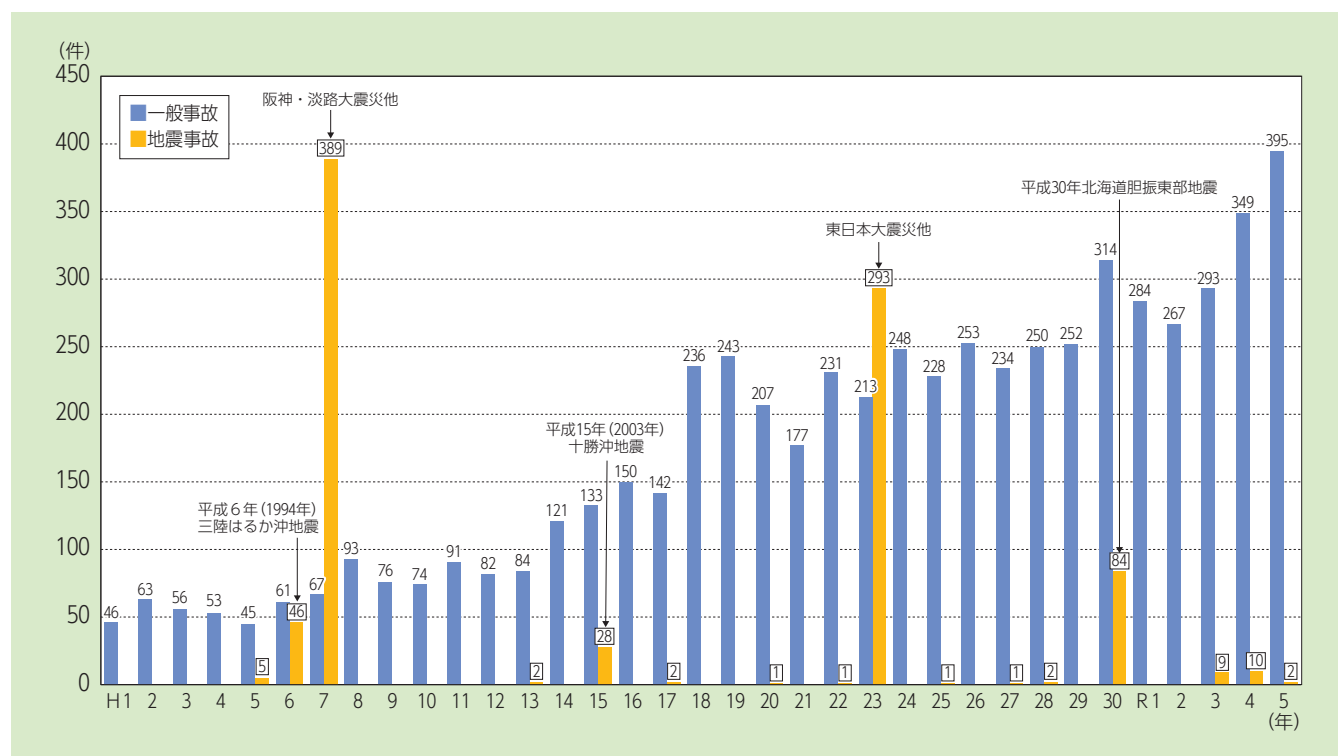
(2) 原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが119件（対前年比1件増）、物的要因によるものが246件（同33件増）、その他の要因によるものが30件（同12件増）である。

その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移

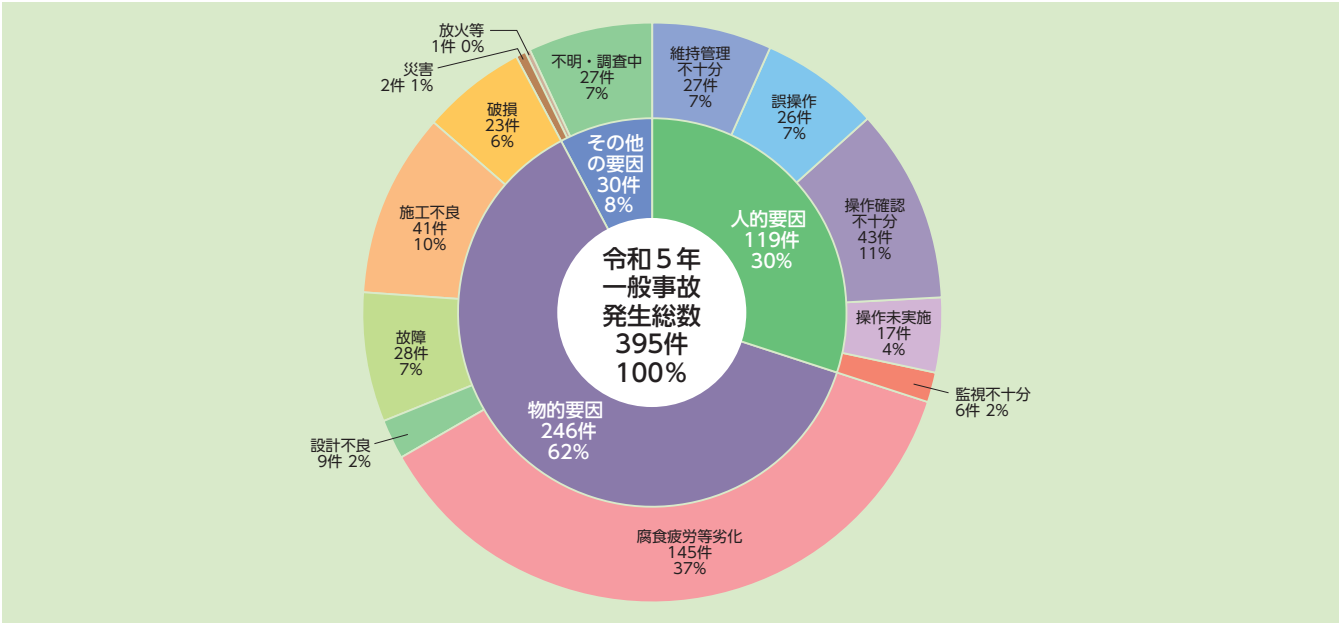
(各年中)



* 1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）

第1-3-2図 原因別の一般事故件数

(令和5年中)



(備考) 小数点第一位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

145件（同44件増）、操作確認不十分43件（同7件増）、施工不良41件（同8件増）、故障28件（同3件増）となっている（第1-3-2図）。

（3） 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が327件（うちレイアウト事業所*²300件）で、全体の82.8%を占めている（資料1-3-3）。

（4） 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が176件（対前年比35件増）、化学工業関係が121件（同13件増）、鉄鋼業関係が35件（同12件減）、電気業関係が22件（同5件増）である（資料1-3-4）。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

法律（昭和45年法律第136号）等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1 特別防災区域の現況

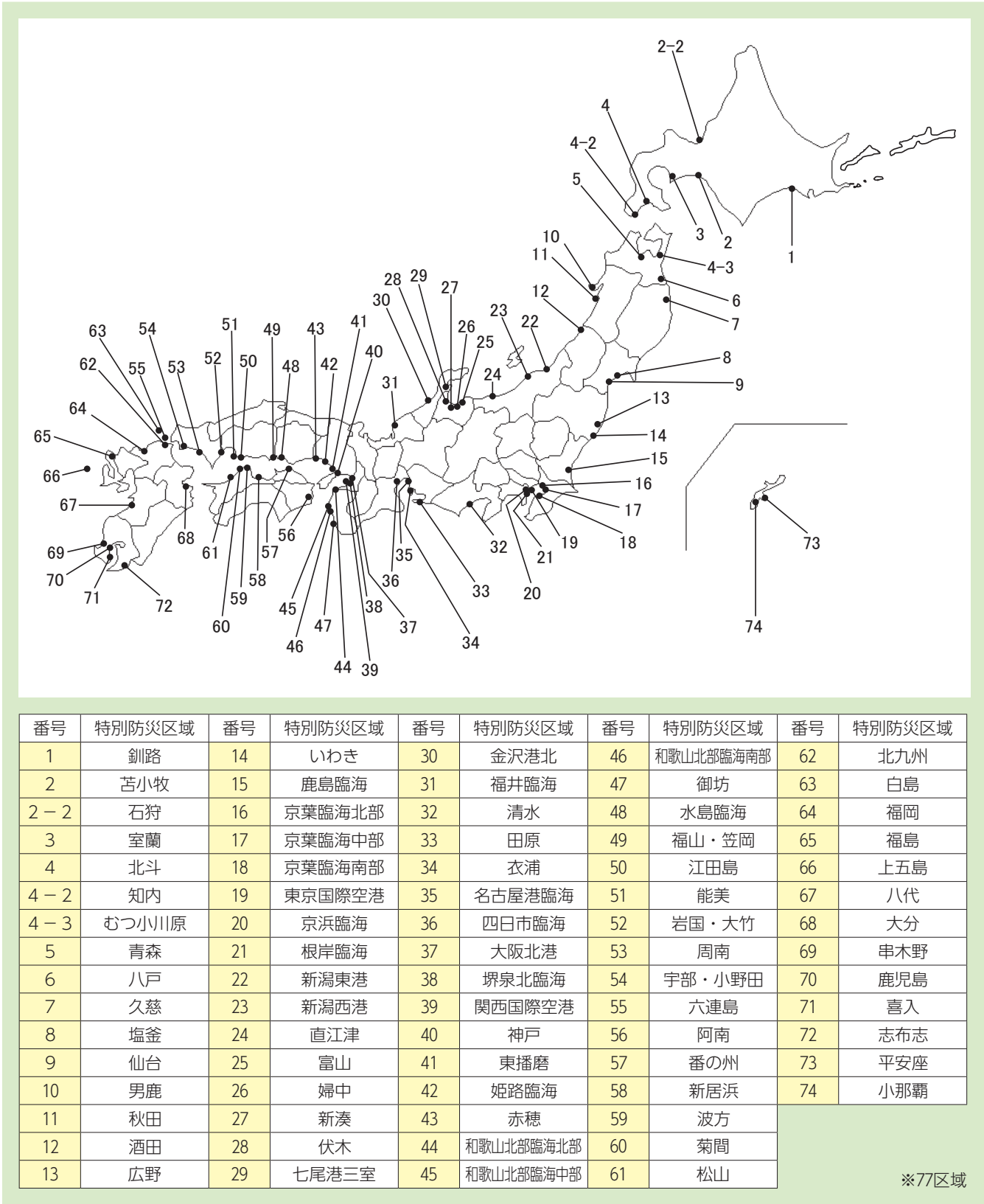
令和6年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県97市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している77地区が特別防災区域に指定されている（第1-3-3図）。これら特別防災区域を86消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は642事業所であり、そのうち第1種事業所が318事業所（レイアウト事業所144事業所を含む）、第2種事業所が324事業所である。

* 2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制（本節「石油コンビナート災害対策の現況 4. 事業所のレイアウト規制」参照）の対象となる。

第1-3-3図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和6年4月1日現在)



2 都道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下、本節において「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下、本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者（特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者）等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防衛活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和6年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車64台、大型高所放水車49台、泡原液搬送車82台、大型化学高所放水車32台、3%泡消火薬剤3,100kl、6%泡消火薬剤261kl、消防艇32隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備17基、可搬式泡放水砲2基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

3 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会^{*5}（以下、本節において「区域協議会」という。）の設置について規定している。

令和6年4月1日現在、全ての特定事業所（642事業所）に自衛防災組織が置かれ、70の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び56の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員が配置され、大型化学消防車75台、大型高所放水車31台、泡原液搬送車122台、大型化学高所放水車117台、大容量泡放水砲24基、油回収船20隻等が整備されている（資料1-3-5）。

(2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分1万ℓ以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の



大容量泡放射システム

*3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織
*4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織
*5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万ℓから4万ℓの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

(3) 自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的に分かりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

(2) 新設等届出等の状況

令和5年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は8件（対前年度比4件減）であり、確認件数は7件（同2件増）となっている（資料1-3-6）。

5 その他の災害対策

(1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象^{*6}が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災

区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6 最近の石油コンビナート等における災害対策

(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省及び経済産業省で定期的に連絡会議（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議）を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html）

(2) 石油コンビナートの地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が危惧されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」の改訂を行うなど、石油コンビナートにおける防災体制の充実強化を図っている。

(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣表彰及び消防庁長官表彰を授与している。

* 6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象



出場組織募集

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

主催：消防庁

コンテストの概要

化学消防車、高所放水車等を活用し、タンク火災を想定した消火訓練を行い、その安全性・確実性・迅速性を審査します。昨年度は35組織が参加しました。

参加要件

化学消防車、高所放水車等を備えた自衛防災組織または共同防災組織であること。

エントリー方法の概要

管轄消防本部に申し出てください。

エントリー締切り

令和6年
5月31日(金)

上位に入賞すると

成績上位の組織には最優秀賞・優秀賞を授与し、最優秀賞で表彰式を実施します。また他の技能優秀と認められた組織にも表彰状を授与します。表彰状を授与する組織によっては、消防庁から全国に向けて、組織名を報道発表します。

※災害の発生等により、スケジュールの変更などを行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。

昨年度の実績結果 昨年度の実績動画

令和5年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

(4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催

消防庁では、特別防災区域における防災体制を強化するため、「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催している。

石油コンビナートにおける事故件数が近年増加傾向にあることから、令和5年度から令和6年度にかけては、事故データの分析と効果的な対策を調査し、事故を防止する方策と被害を軽減する方策の検討を行った。特定事業者が活用できる資料として、事故を防止する方策について「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」を新たに作成し、また、被害を軽減する方策について「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」を改訂している。

石油コンビナート災害対策の課題

1 特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案がいまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

2 大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。